

熊本地方裁判所委員会（第４４回）議事概要

日 時 令和５年１０月２４日（火）午後１時３０分～午後３時３０分

場 所 熊本地方裁判所大会議室

テーマ 裁判員裁判の運用状況と今後の課題について

出席者

（委員）池邊摩依、片山昭人、黒江正志、小出史、古閑康広、塚田一成、濱本昌宏、平島正道、福居浩一、益田博文、渡辺哲也
（五十音順、敬称略）

（説明者）福山総務課課長補佐、吉田刑事次席書記官、郷刑事訟廷管理官

（事務担当者）三井民事首席書記官、坂梨刑事首席書記官、尾方事務局長、岩下事務局次長、福山総務課課長補佐、岡松総務課庶務係長

議事要領

第１ 委員長互選・挨拶

第２ 新任委員紹介

第３ 議事

１ 説明等

刑事次席書記官から裁判員裁判の運用状況について説明し、総務課課長補佐から裁判員裁判の課題についての説明を行った後、法廷見学を実施した。

２ 意見交換及び質疑応答

【●＝委員長、○＝委員、■＝説明者】

● これまでの裁判所からの説明等について、御意見、ご感想等あればお聞かせいただきたい。

○ １５年続く裁判員裁判制度について、熊本地方裁判所の方で累計１５３件

となると、年間約10件ということになるのか。また辞退者について、途中で辞退ということがあるのか。最後に、精神的な負担に対する、その対価、補償、報酬はあるのか。

■ 15年目で150件というのは、全国的には真ん中の上程の数である。単純計算で月1件といっても、6～8週間前からお知らせの手続を送ったりすることから、裁判員裁判を運営するにあたって10件という数は決して少なくない。また、裁判員に選任された後の辞退については、体調不良や急用により、裁判員の職務を継続できないという方はおられる。最近では病気や発熱等での辞退も認めている。報酬に関しては一日あたり約8千円から1万円の日当と交通費が支給されることになる。

■ 精神的な負担について補足すると、裁判員裁判で取り扱う事件は重く、殺人等は写真がなくても精神的負担はある。そのため、ある程度辞退者が出ても大丈夫なように人数は確保している。参加した後も、細かい証拠調べ等が始まった後に、きつくなったら言ってくださいと伝えている。実際には、選任された方はある程度のことは覚悟されているため、私の経験上は、精神的な負担を理由とする途中辞退者はいない。また、精神的負担自体に対する報酬というものはないが、一人で背負い込まないために、みんなで考えるようにして精神的負担を軽減するように努めている。

○ 裁判員裁判についてまず前提を伺いたい。本日の意見交換事項として、組織として裁判員裁判に参加しやすくするために行っている取組とあるが、前提として、参加しにくいという現状があるのかどうか。選任が困難な程に辞退者が多いのか、それとも辞退はあるが許容範囲内であるのか。

■ 参加しにくいという現状はない。熊本は辞退者が少なく、会社等の都合で辞退される方も多くはない。より参加しやすいような企業側の態勢作り等がある場合には御紹介いただきたい。

■ 辞退者は少ないが、やはり会社の関係での辞退者もいる。裁判員制度が

始まった時に特別休暇制度を作ってくださいと裁判所から会社にお願ひし、その結果、就業規則で決まっている会社もある。しかし、やはり年休を消化して裁判所に来られる方も多く、年休を消化したくないので参加したくないと言われた場合には、辞退を認めざるを得ない。現状は、年休を消化してでも参加したいという意欲に支えられている。熊本特有ということではないが、まだまだ特別休暇制度が完備されている会社は一部の企業にとどまると感じる。

○ 若手の記者にとっては、裁判には専門用語が多かったり、早口で話をされる方もいたり、理解をすることが難しい場合もある。裁判員の方々の理解度は評議をする際には深まっているのか。

■ 裁判員の方々について、こんなに分かりやすいのかとおっしゃる方が多い。若い検察官や弁護人は非常に努力をしていて、ドラマを見ている感じだとおっしゃる裁判員も多い。評議の際には理解が深まっているため、改めてこちらから復習することはしない。制度が始まって数年は理解度が低かったが、10年を超えた頃から法曹関係者も皆上手になってきた。やはり、法曹界も世代交代が必要なのかなと感じる。

● 制度開始当初は、裁判員裁判用に専門用語を分かりやすく説明するための資料がたくさん準備されていた。そういった成果が徐々に表れているのではないかと。我々にとっては当然分かっている前提での言葉が数多くあるが、裁判員の方々に、「そもそもそれってどういうことなの」と聞いていただけるので、そこで我々も当たり前のことをもう一度考え直す良い機会になり、物事の本質に近づくことができる。皆様方の組織で職員が裁判員裁判に参加しやすくなるための工夫や取り組みについて教えていただきたい。

○ 市役所には特別休暇制度があり、証明書があれば特別休暇が認められる。先ほど、裁判員裁判への参加依頼については、依頼文を付けていただけるという話があったが、それに付加してパンフレット等を送付していただく

と裁判員制度の必要性も分かるため、各職場での説明がしやすい。

- 就業規則を確認してきたが、特別休暇制度はなく、年休消化で対応している。特別休暇を整備するかの議論がないまま現在に至っている。
- うちもメディアではあるが、社内での理解度は低いと感じている。これまで裁判員に選任されたという話は聞かないが、特別休暇を取得することができる状況にはある。夏休みの裁判所見学会について、弊社の方で取材させていただいたが、取材を行った者が、高校生たちがすごくいきいきしていたと言っていた。志の高い高校生が来たということもあるだろうが、皆本当に学びが深まったと言っていた。ぜひ若い世代に向けてこのような機会を作っていただきたい。熊本市内だけでなく周辺地域の方も参加しやすいような取り組みをしていただきたい。

● 若年層への働きかけについてのアイデアはないか。

- 受け持っている授業の学生たちに、裁判員制度について知っているか、もし選ばれたらどうするか、若年層にアピールするためにはどのような手法が良いかについて質問した結果、出前講義や模擬裁判、経験者との意見交換、SNS の利用等の意見が出た。その他多かった意見として、高校までの授業のカリキュラムに入っていたら興味を持つことができる、SNS の中でも Youtube 等を活用した短時間で内容を理解できるものの方が効果が高いという意見があった。また、えなりかずき主演のドラマ仕立ての裁判員制度に関する DVD が印象に残っているという学生もいた。

- 裁判所の Youtube チャンネルで裁判員制度の動画配信は行っている。SNS の活用については現時点では職員の採用の取り組みにおいてのみフェイスブックを活用している。SNS が有効な情報発信手段ということは承知しているが、SNS については、誤った認識や悪質な意図を持った書き込み等がされる可能性も否定できず、かえって国民の誤解を招くなどの弊害も懸念される。ただし、情報発信ツールとしての有用性は否定できないところであ

り、今後検討しなければならない課題だと考えている。

- 裁判員になられた方にアンケートをとっている。その内容としては、参加して良かったか、検察官や弁護人の話は理解できたか、早口ではなかったか、評議で話しやすい雰囲気だったか、自分の意見が言えたか、十分に議論ができたか等であり、その結果について最高裁が公表しているが、その認知度は低い。Youtube 動画についても認知度が低い点が課題である。

- 私は高校に務めているため、社会の教科書を見て事前に勉強した。裁判員制度については、一年生は全員が必修の「公共」という科目で学んでいる。三年生は選択制ではあるが「政治経済」という科目で学んでいる。学習指導要領には、ただ知識を教えるだけでなく、深い学びをテーマとしているため、グループワークやディスカッションの授業が多い。裁判員制度の何を考えればより良い制度になるか考えてみよう、弁護人、被害者等様々な立場に立って考えようなどと、話し合うべき論点も教科書に書いてある。また子供たちはテレビさえ見ない。興味があるものは見るが興味のないものは全く手を出さない。学校教育では週に一時間、「総合的な探究の時間」という授業があり自分の好きなテーマについて探究している。そこで、もし裁判員裁判に興味がある生徒から裁判所見学についての連絡があった場合には、柔軟に対応していただきたい。高等学校には様々な教科があるが、熊本県教育研究会に先生達が所属している部会がある。そういったところに発信して、裁判所の窓口を示していただけると、先生達が生徒に投げかけて興味がある子は行動に移せるのではないかな。

- 裁判所見学に関しては、高校生が連絡をしてくることも多く、その際には可能な限り受け入れをしている。先生方への発信に関しては、こちらの方で企画した広報イベントについて、県下の高校等に発信しているが、発信の仕方についてももう少し工夫が必要だと考えている。

- 本日、法廷で裁判員の席に座らせていただいたが、あの目線に立つと感

覚が全然違うなと感じた。見学会等でぜひ裁判員を目線を経験させていただきたい。また、ちょうど15年という節目になることから、裁判員経験者の方と記者との意見交換会などを開催していただけないか。各社、特集することになるため、是非協力していただきたい。是非メディアを利用して発信してほしい。

■ 直近で考えている広報活動として、法の日週間行事の一環として、11月28日に三庁合同で刑事事件丸ごと体験ツアーを予定している。検察庁、弁護士会、裁判所の三庁で事件の発生から検察官による模擬取り調べ、最後は模擬裁判員裁判を1日で行うという内容である。引き続き効果的な広報活動を企画し、情報発信していきたい。

○ 令和5年から18歳以上の方々も選ばれることになり、若い人にどうアプローチをしていくかがとても重要になっていく。SNSも活用した発信の仕方を工夫していく必要がある。

○ 若い方々へのアピールとしては、ドラマ化である。ドラマは見ていて面白い。主題歌が人気になると注目も集めやすい。また、組織として裁判員裁判に参加しやすくするための取り組みをしていますかとの質問に対しては、裁判員裁判の多様な意見を反映させる重要さをくみ取り、私たちは小学4年生から6年生を対象とした教室を開いている。そこではある村長がルールを定めていて、そのルールについてなぜそのようなルールを定めたのかを考える。まず、そのルールをどう思うか。次にルールを定めた裏事情を説明して、どのように意見が変わるか。意見交換して、多角的な見方でルールを考えようという取組をしている。様々な角度から物事を見ることが大切さを学んでもらいたいと思っている。

○ 私は裁判員裁判を実施している側であるため、本日のお話を聞くことができてすごく勉強になった。私は熊本における2件目の裁判員裁判を担当し、その後6件程度受け持った。最初はどのようにして分かりやすく審理

するかを試行錯誤していたが、最近は洗練されている。どうしても専門用語を使ってしまうこともあるが、高校一年生が分かるような説明を心掛けている。裁判員になられる方々の意見を日々拝聴しながら反省している。裁判員を辞退される方が多いのは、人手不足が原因ではないか。裁判員裁判に参加することで従業員がいなくなることについて、事業所の問題ではなく、社会経済全般の課題として考え、環境整備を行う雰囲気作りが必要だと考える。企業に呼び掛ける公的な広報などが必要なのではないか。

- 本日いただいた貴重な御意見等は、今後の熊本地方裁判所の運営に役立てていきたい。

第4 次回期日

令和6年6月25日（火）午後1時30分～午後3時30分

第5 次回テーマ

「民事事件手続のデジタル化について」